

平成 24 年度 第 1 回 芦屋市霊園使用者選考委員会 会議録

日 時	平成24年10月5日（金） 午前10時～午前11時
場 所	市役所北館4階 会議室8
出席者	出席委員 ・米田委員長・進藤委員・野島委員・中上委員 ・熱田委員・北田委員 欠席委員 ・戎井委員・直林委員 事務局 ・都市環境部環境課 森位課長, 西中主査
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	なし（委員・事務局以外の参加者）

1 会議次第

(1) 議事

(ア) 墓地使用者の申込基準について

(イ) その他

(2) その他

(ア) 今後の日程について

(イ) 次回開催日について

2 提出資料

芦屋市霊園墓地使用者の申込基準

募集墓地申込区画一覧表

募集区画位置図

霊園墓地使用者募集日程

霊園使用者募集案内・遺骨のある方（参考資料1）

霊園使用者募集案内（参考資料2）

3 審議経過

司 会 定刻になりましたので、ただ今から平成 24 年度第 1 回芦屋市霊園使用者選考委員会を開催させていただきます。本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。私は、この 4 月に着任いたしました担当課の森位でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。今日、同席しておりますのは担当の西中主査でございます。

本日の会議は、お手元の会議次第により進めさせていただきます。

（資料及び参考資料 1・2 の確認）

それでは米田委員長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

委員長 この委員会は昨年の10月に委員の委嘱をされまして、当初の委員会では面識がなかったりとか運営とか様子がよく分からない中で進めて参りましたが回を重ねる中で委員さんそれぞれ一定の面識ができる様になったり、審議内容を通して運営のあり方とか知識とか徐々に皆さん出来てきたと思っております。今回で3回目だと思います。それぞれ忌憚のない意見も出していただけたと思います。今日の議題「墓地使用者募集」と言う事で我々の世代になってきますとお墓は身近な問題と言う事ですので今日は活発な意見交換をしていただいて公平な運営はもとより新しく霊園を使用される方々のよりよい審議になります事を期待いたしまして、皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

それでは、この選考委員会が成立しているか、事務局から報告をお願いします。

事務局 組織代表者の方から7名、市の方から環境部部長の北田、計8名の委員数、今日6名の委員さんが出席されております。

過半数の委員さんがご出席ですので、選考委員会規則第3条第2項により、会議は成立しております。

委員長 では次に、選考委員会の公開、非公開の取り扱いについてお諮りします。

事務局から公開、非公開の取り扱いについて説明をお願いします。

事務局 芦屋市情報公開条例で、付属機関等の行う会議は、原則公開と定められております。

ただし、非公開情報が含まれる事項について審議する場合、あるいは公開することにより会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば、公開しないことができることになっております。(条例第19条)

委員長 今日の式次第を見ていただいたら墓地使用者の申込基準についてと言う事でございます。説明がありました公開する事によって混乱および審議に支障を与える状況でもございませぬ。これまで2回公開の手続をとらせていただいておりますので今回も公開という事で取り扱いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(質疑応答)

委員長 それでは、本委員会については、公開とすることに決定します。

(異議なし)

次に、議事録の公開の請求があった場合の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 議事録については、会議が非公開でも直ちに議事録は非公開ということではありません。芦屋市情報公開条例第7条に非公開にする場合について規定されていますので、それに照らして判断させていただきたいと思っております。

委員長 事務局から原則公開の取り扱いの提案がありましたが、それでよろしいでしょうか。

(質疑応答)

委員長 それでは、議事録は原則公開の取り扱いで決定させていただきます。

(異議なし)

委員長 それでは式次第に沿って議事に入らせていただきます。議事(1) 墓地使用者の申込基準について事務局から説明をお願いします。

事務局 平成22年度以降、芦屋市霊園墓地募集方法につきまして新規及び該当年度に返還があった区画につきましては遺骨の有る方のみ申込ができる墓地にさせていただいております。前年度に申込なかった区画につきましては遺骨が無い方と言う事で申込ができる墓地として、2年間にわたり応募が無かった墓地は常時募集にさせていただいております。  
24年度もすでに4区画が常時募集の対象区画となっております。この6月7日から先着順で受付を開始したところ6㎡に5名の応募がありました。抽選にて使用者が決定しました事をまずご報告させていただきます。  
墓地使用者の申込条件・資格については平成23年度の募集時と同様にさせていただいております。資料に沿って説明(資料1～5ページ参照)

委員長 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見はございませんか。

(質疑、応答)

野島委員 今までと同じですね。

中上委員 平成23年度は3㎡がもっと有ったと思うのですが。

事務局 平成23年度の際は3㎡が16区画ありました。これは、霊園の中の空地进行を3㎡に区切ってお求め易い様に16区画つくりました。ただし、今年度につきましてはその空地がありません。

委員長 その3㎡の応募状況はどうでしたか。

事務局 最大のところで2区画が8名、その次に1区画に7名、平均しますと4名ぐらいの方々が殺到している事になります。

委員長 これは他の返還墓地に比べて倍率はどうなりますか。

事務局 例えば今回募集しております1～1.8㎡の3区画は1つのところに20名ぐらいの応募があると

思います。ですから3㎡となりますと金額的に違ってきますので10～15ぐらいの倍率は出てくると思います。

野島委員 今回、大きなところが戻って来たんですね。

事務局 去年売れたところが同じ年に返還されて来ました。一括納入していただいたのですが。

野島委員 一応お金は返さないですね。

事務局 7割お返しします。

野島委員 1年以内？

事務局 3年以内、条例で決まっております。(条例第10条)

委員長 現在の常時募集の状況について事務局からご説明していただけますでしょうか。

事務局 6㎡につきましたは6月7日の受付期間に5名の方々の申込がありました。抽選をして6㎡につきましたは、決定いたしました。13.5㎡、20㎡、22㎡については現在募集をかけておりますが申込はありません。

委員長 申込基準は例年どおりという状況でございますので事務局からのご提案いただいた24年度の募集要項について委員会として承認するかどうかお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

(質疑、応答)

委員長 事務局から提案がありました募集要項について委員会として妥当という判断で決定をさせていただきます。

(異議なし)

委員長 次に、今後の日程ですが、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料に沿って日程説明(資料6ページ参照)。

委員長 事務局から今後の募集日程につきまして説明がありましたが、ご意見等はございますでしょうか。特にございませんでしたら、この日程で進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 最後に、委員会の第2回の開催日ですが、来年の1月25日（金）時間は、午前10時ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

委員長 以上で本日の議事について全て終了いたしました。  
その他、事務局から何かありませんか。

（なし）

委員長 なければ、これをもちまして、委員会を終了いたします。  
どうもご苦労様でした。